

○綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱

平成28年 9 月29日告示第132号

改正

平成31年 3 月28日告示第41号

令和 3 年 3 月31日告示第67号

令和 4 年 3 月25日告示第55号

令和 5 年 7 月19日告示第160号

令和 6 年12月 6 日告示第204号

令和 7 年 3 月31日告示第55号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅におけるエネルギーの自立化を促進するため、市内に住宅用太陽光発電・蓄電システム（住宅用太陽光発電システム及びその発電した電気を蓄電することができる住宅用蓄電システムをいう。以下同じ。）を同時に設置した者又は住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置と同時に高効率給湯機器若しくはコージェネレーションシステムを設置した者に対し、その設置に要する経費の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年 3 月30日付け環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成23年綾部市告示第15号）第1条の2第1項に規定する住宅用太陽光発電システムをいう。
- (2) 住宅用蓄電システム 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱第1条の2第2項に規定する住宅用蓄電システムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱による補助金の交付を受

ける者

(2) 市町村税を滞納していない者

(3) 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず、次条第1項第2号又は第3号の補助対象事業を複数年度に渡って実施する場合は、補助対象者としなない。ただし、2年度に渡る場合に限り、建築物の新增築工事と補助対象設備の設置工事を一体で契約する場合で、補助対象事業の契約締結日から竣工日又は代金支払日のいずれか遅い日までの期間が1年以上に及ぶときは、補助対象者とする。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 自家消費型（F I T売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

(2) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

(3) 第1号又は前号に掲げる事業と併せて実施する高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設置事業

2 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、交付要件、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

3 補助金の交付回数は、1世帯につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業が完了した後、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（2年度に渡る事業の開始承認申請等）

第6条 第3条第2項の規定による2年度に渡る事業を実施しようとする者は、当該事業を実施する前において別に定める期間内に、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認申請書（様式第2号。以下「事業開始承認申請書」という。）

に必要な書類を添えて、市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業開始承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認（不承認）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による事業開始承認の通知を受けた場合は、当該年度の翌年度に限り、前条の規定による補助金の交付申請を行うことができる。

（2年度に渡る補助対象事業の変更等）

第7条 前条第2項の規定による事業開始承認の通知を受けた後において、補助対象事業の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始変更等承認申請書（様式第4号。以下「事業開始変更等承認申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業開始変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（2年度に渡る事業の着手）

第8条 第6条第2項の規定による事業開始の承認又は前条第2項の規定による事業開始変更等の承認通知を受けた申請者は、事業開始又は変更等の承認を受けた日（以下「事業開始等承認日」という。）以降に施工事業者との契約締結行為並びに補助対象設備に係る設置工事の着手及び支払を行うものとし、次の要件の全てを満たさなければならない。

（1）事業開始等承認日からその日の属する年度内までに施工事業者と契約を締結すること。

（2）事業開始等承認日の属する年度の翌年度内に、補助対象設備に係る全ての工事を完了させること。

（3）事業開始等承認日の翌年度の4月1日から別に定める日までの期間は、補助対象事業に係る補助対象設備の設置工事を行わないこと。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、第5条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（管理等）

第11条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（処分の制限等）

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助対象設備等を法定耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに処分してはならない。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）の例による。

（協力）

第13条 市長は、申請者又はこの要綱による補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて現地調査及び資料の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月29日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。この場合において、平成28年4月1日から同年9月29日までの間に綾部市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により交付決定を受けた者に係る第3条第2号の規定の適用については、同号中「6月以内」とあるのは、「12月以内」とする。

附 則（平成31年3月28日告示第41号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第67号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日告示第55号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月19日告示第160号）

この告示は、令和5年7月19日から施行する。

附 則（令和6年12月6日告示第204号）

この告示は、令和6年12月6日から施行し、改正後の綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱の規定は、同年8月21日から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第55号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

（１）自家消費型（ＦＩＴ売電可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

補助対象設備	市内に自らが居住し、若しくは居住しようとする住宅に設置した住宅用太陽光発電・蓄電システム又は市内に自らが居住するために購入した住宅に設置されている住宅用太陽光発電・蓄電システム
交付要件	次に掲げる要件に該当するものとする。 （１）次のア又はイに該当する者 ア 住宅用太陽光発電システムを対象とする電力受給契約を電力会社と締結した者で、受給開始日から１年以内のもの イ 全量自家消費型の住宅用太陽光発電システムを設置した者で、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書に記載される保証開始日から１年以内のもの （２）補助対象設備に係る本市の他の補助金（綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱に基づく補助金を除く。）の交付を受けていないこと。 （３）太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位はｋＷとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が１０ｋＷ未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて１０ｋＷ未満であること。 （４）補助対象設備は、ＰＰＡ又はリース契約により導入する設備でないこと。 （５）補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。 （６）補助対象設備は、商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。
補助対象経費	住宅用太陽光発電・蓄電システムの設置に要する費用
補助金の額	次に掲げる額の合計額とし、その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、（１）により算定し

	た補助金の額と綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱別表に基づき交付を受ける住宅用太陽光発電システムの補助金の額の合計及び(2)により算定した補助金の額と同要綱別表に基づき交付を受ける住宅用蓄電システムの補助金の額の合計が、住宅用太陽光発電・蓄電システムの1設備ごとの補助対象経費の2分の1を超える場合は、その補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を補助金の額とする。 (1)住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方(単位はkWとし、小数点以下は切り捨てるものとする。)に、10,000円を乗じて得た額(上限40,000円) (2)住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はkWhとし、小数点以下第2位を切り捨てるものとする。)に、15,000円を乗じて得た額(上限90,000円)
--	---

(2) 自家消費型 (FIT売電不可) 住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業

補助対象設備	市内に自らが居住し、若しくは居住しようとする住宅に設置した住宅用太陽光発電・蓄電システム又は市内に自らが居住するために購入した住宅に設置されている住宅用太陽光発電・蓄電システム
交付要件	次に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 共通要件 ア 市長が別に定める期間内に事業着手(補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い日をいう。以下同じ。)し、事業を完了させていること。 イ 補助対象設備に係る本市の他の補助金(綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱に基づく補助金を除く。)又

	は国の補助金の交付を受けていないこと。 ウ 補助対象設備は、P P A又はリース契約により導入する設備でないこと。 エ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。 オ 補助対象設備は、商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 カ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J -クレジット制度への登録を行わないこと。 (2) 住宅用太陽光発電システムに係る要件 ア 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値（単位は k Wとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）が 1 0 k W未満であること。ただし、増設等の場合においては、既設分を含めて 1 0 k W未満であること。 イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）に基づく固定価格買取制度（F I T）の認定又は F I P（F e e d i n P r e m i u m）制度の認定を取得しないこと。 ウ 住宅用太陽光発電システムで発電した電力量の 3 0 %以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。 エ 国実施要領別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業） 2 . 交付対象事業の内容 ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定める交付要件を満たすこと。 (3) 住宅用蓄電システムに係る要件 ア 国実施要領別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業） 2 . 交付対象事業の内容
--	--

	ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電（イ）蓄電池に定める交付要件を満たすこと。
補助対象経費	国実施要領別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費
補助金の額	次に掲げる額の合計額とし、その額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、（１）により算定した補助金の額と綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱別表に基づき交付を受ける住宅用太陽光発電システムの補助金の額の合計及び（２）により算定した補助金の額と同要綱別表に基づき交付を受ける住宅用蓄電システムの補助金の額の合計が、住宅用太陽光発電・蓄電システムの１設備ごとの補助対象経費の２分の１を超える場合は、その補助対象経費の２分の１の額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を補助金の額とする。 （１）住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方（単位はｋＷとし、小数点以下は切り捨てるものとする。）に、２０，０００円を乗じて得た額（上限８０，０００円） （２）住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値のこと。単位はｋＷｈとし、小数点以下第２位を切り捨てるものとする。）に、３０，０００円を乗じて得た額（上限１８０，０００円）

（３）（１）又は（２）に掲げる事業と併せて実施する高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設置事業

補助対象設備	住宅用太陽光発電・蓄電システムと同時に設置した住宅用の高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム
交付要件	次に掲げる要件に該当するものとする。

	(1) 共通要件 ア 第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事業と併せて実施する事業であり、補助金の交付申請を同時に行うこと。 イ 市長が別に定める期間内に事業着手し、事業を完了させていること。 ウ 補助対象設備に係る本市の他の補助金又は国の補助金の交付を受けていないこと。 エ 補助対象設備は、リース契約により導入する設備でないこと。 オ 補助対象設備は、各種法令等に準拠した設備であること。 カ 補助対象設備は、商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 (2) 高効率給湯機器は、従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られる設備であること。 (3) コージェネレーションシステムは、都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。
補助対象経費	国実施要領別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）に定められた事業費
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（上限300,000円）

綾部市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

交付申請額算出	交付申請額 ※ 5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T 売電可））※ 1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____ k W ※ 2 × 1 万円（上限 4 万円）	円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T 売電可））※ 1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____ k W h ※ 3 × 1 . 5 万円 （上限 9 万円）	円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T 売電不可））※ 1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____ k W ※ 2 × 2 万円（上限 8 万円）	円
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T 売電不可））※ 1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____ k W h ※ 3 × 3 万円 （上限 1 8 万円）	円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 _____ 円 ※ 4 × 1 / 2 （上限 3 0 万円）	円
交付申請額合計	円

※ 1 自家消費型（F I T 売電可）と自家消費型（F I T 売電不可）の併用はできません。
※ 2 k W は、小数点以下を切り捨てて記入してください。
※ 3 k W h は、小数点以下第 2 位を切り捨てて記入してください。
※ 4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。
※ 5 交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

2 設置場所 綾部市_____

3 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール	型 式 名	1	2	3
		製 造 者 名	1	2	3
		設 置 機 器	W／枚	W／枚	W／枚
		公称最大出力（合計）	k W	※小数点以下切捨て	
	パ ワ ーコンディショナ	型 式 名			
		製 造 者 名			
		定 格 出 力	k W	※小数点以下切捨て	
	住宅用蓄電システム	型 式 名			
製 造 者 名					
蓄 電 容 量		k W h	※小数点以下第 2 位を切捨て		

4 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム（導入した場合のみ記入）

☐ 高効率給湯機器		☐ コージェネレーションシステム	
型 式 名			
製造者名			

5 補助対象事業の期間

住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム （自家消費型（F I T売電不可）の場合のみ記入）	事 業 着 手 日	年	月	日
	事 業 完 了 日	年	月	日
高効率給湯機器・コージェネレーションシステム （導入した場合のみ記入）	事 業 着 手 日	年	月	日
	事 業 完 了 日	年	月	日

※事業着手日は、補助対象設備の設置に係る契約締結日又は工事開始日のいずれか早い日を記入してください。

※事業完了日は、補助対象設備の竣工日又は代金支払日のいずれか遅い日を記入してください。

6 交付要件確認

●電力消費計画（自家消費型（F I T売電不可）の場合のみ記入）

① 発電見込量／年	② ①のうち自家消費する 電力見込量／年	③ 自家消費率 (②÷①×100)
k W h	k W h	%

※「③ 自家消費率」が30%以上の場合に限り補助金の交付対象とします。

※太陽光パネルを増設した場合は、既存分を含めて自家消費率を30%以上としてください。

●従来の給湯機器名（高効率給湯機器へ更新した場合のみ記入）

型式名 _____ 製造者名 _____

7 添付書類

(1) 共通

- ア 住民票の写し
- イ 綾部市税の完納証明書
- ウ 住宅用太陽光発電システムを設置した建物の全体が確認できる写真並びに太陽電池モジュールの全体並びにパワーコンディショナの設置状況が確認できる写真及び配置図
- エ パワーコンディショナの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真
- オ 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し（全量自家消費型の場合は、メーカーが発行する住宅用太陽光発電システムの保証書の写し及び全量自家消費していることが確認できる資料）
- カ 住宅用蓄電システムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに住宅用蓄電システムの設置状況が確認できる写真及び配置図
- キ 住宅用蓄電システムの回路図等（常時住宅用太陽光発電システムと接続し、当該システムが発電する電気を住宅用蓄電システムが充放電することが確認できる書類）
- ク 太陽電池モジュールの型式及び1枚の公称最大出力が明記されている書類、パワーコンディショナの型式及び定格出力が明記されている書類並びに蓄電池の型式及び蓄電容量が明記されている書類
- ケ 住宅用太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できる書類）
- コ その他市長が必要と認める書類

※綾部市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金との同時申請になるため、上記書類について、添付を省略することができます。

(2) 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業に係る提出書類

- ア 自家消費型（F I T売電不可）住宅用太陽光発電・蓄電システム設置事業誓約書兼自己チェックリスト
- イ 発電見込量及び自家消費電力見込量の根拠資料（施工事業者によるシミュレーション等）
- ウ 工事請負契約書等の写し
- エ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- オ 住宅用太陽光発電・蓄電システムに係る補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- カ その他市長が必要と認める書類

(3) 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業に係る提出書類

- ア 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの型番及び製造番号が確認できる銘板の写真並びに設置状況が確認できる写真及び配置図
- イ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの仕様が確認できる書類（カタログ等）
- ウ 従来の給湯機器の設置されていたことが確認できる写真（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
- エ 従来の給湯機器の仕様が確認できる書類（カタログ等）（高効率給湯機器へ更新した場合に限る。）
- オ 従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果があることが確認できる資料（施工事業者によるシミュレーション等）（高効率給湯機器を導入した場合に限る。）
- カ 工事請負契約書等の写し
- キ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムに係る工事開始日及び竣工日が確認できる書類の写し
- ク 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステムの補助対象経費の領収書等の写し（支払日・支払額が確認できるもの）及び補助対象経費の明細が確認できる書類の写し
- ケ その他市長が必要と認める書類

年 月 日

綾部市長

様

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金事業開始承認申請書

綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金の交付申請に当たり、2年度に渡る事業の開始承認を受けたいので、綾部市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象設備導入予定額（合計） _____円

2 交付申請予定額

交付申請予定額算出	交付申請予定額※5
① 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____k W※2 × 1 万円（上限4万円）	円
② 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____k W h※3 × 1 . 5 万円 （上限9万円）	円
③ 住宅用太陽光発電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの 定格出力の合計値のいずれか低い方 _____k W※2 × 2 万円（上限8万円）	円
④ 住宅用蓄電システム（自家消費型（F I T売電不可））※1 住宅用蓄電システムの蓄電池の蓄電容量 _____k W h※3 × 3 万円 （上限18万円）	円
⑤ 高効率給湯機器又はコージェネレーションシステム 補助対象経費 _____円※4 × 1 / 2 （上限30万円）	円
交付申請予定額合計	円

※1 自家消費型（F I T売電可）と自家消費型（F I T売電不可）の併用はできません。

※2 k Wは、小数点以下を切り捨てて記入してください。

※3 k W hは、小数点以下第2位を切り捨てて記入してください。

※4 補助対象経費は、税抜額で記入してください。

※5 交付申請予定額は、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

3 設置予定場所 綾部市_____

4 住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム

住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール	型 式 名	1	2	3
		製 造 者 名	1	2	3
		設 置 機 器	W／枚	W／枚	W／枚
		公称最大出力 (合 計)	k W	※小数点以下切捨て	
	パ ワ ー コンディ ショナ	型 式 名			
		製 造 者 名			
		定 格 出 力	k W	※小数点以下切捨て	
住 宅 用 蓄 電 シ ス テ ム	型 式 名				
	製 造 者 名				
	蓄 電 容 量	k W h	※小数点以下第 2 位を切捨て		

5 高効率給湯機器・コージェネレーションシステム（導入する場合のみ記入）

☐ 高効率給湯機器		☐ コージェネレーションシステム	
型 式 名			
製 造 者 名			

6 補助対象事業の実施予定期間

住宅用太陽光発電システム・ 住宅用蓄電システム (自家消費型 (F I T 売電不可) の場合のみ記入)	事業着手予定日	年	月	日
	事業完了予定日	年	月	日
高効率給湯機器・コージェネ レーションシステム (導入する場合のみ記入)	事業着手予定日	年	月	日
	事業完了予定日	年	月	日

※事業着手予定日は、補助対象設備の設置に係る契約締結予定日を記入してください。
※事業完了予定日は、補助対象設備の竣工予定日又は代金支払予定日のいずれか遅い日を記入してください。

7 添付書類

- (1) 補助対象設備ごとの補助対象経費がわかる見積書（内訳がわかるもの）
- (2) 補助対象事業の実施予定期間がわかる工程表等
- (3) その他市長が必要と認める書類